

お 知 ら せ

5. 5. 11

愛媛県南予地方局健康福祉環境部地域福祉課

(0895-28-6106)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

(089-912-2424)

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業所を運営する「特定非営利活動法人ノーマライゼーションサポートおおず（理事長 白敷 義雄）」について、次のとおり事業者としての指定を取り消したので、お知らせします。

記

1 被処分者	【開設者】 法人名 特定非営利活動法人ノーマライゼーションサポートおおず 代表者 理事長 白敷 義雄 所在地 大洲市常磐町 112 番地 【事業所】 事業所名 サポート作業所 所在地 大洲市中村字山根 609 番地 サービス種類 就労継続支援B型 事業所番号 3810700140
2 処分の内容	指定障害福祉サービス事業者の指定取消し
3 処分年月日	令和5年5月11日
4 指定取消年月日	令和5年6月30日
5 処分の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第50条第1項第4号から第7号、第10号及び第11号に該当
6 処分の主な理由	(1) 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号） 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業の経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならないところ、訓練等給付費を工賃に充当し、上乗せして支払っていた。 (2) 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号） ① 訓練等給付費を工賃に充当し、高い区分の報酬単価で基本報酬等を請求していた。 ② 施設外就労の要件を満たさないにもかかわらず、施設外就労加算を請求していた。 ③ 施設外就労の要件を満たさないことにより定員を超過しているにもかかわらず、定員超過減算を適用せず、訓練等給付費を請求していた。 (3) 虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号） H30年度の行政処分後、法人の改善策として出入り厳禁としていた当時の理事長白敷氏（H30.6.30 退任）について、自由に出入りして運営に深く関与しているにもかかわらず、「出入り厳禁、無関係である」との虚偽の回答を続けていた。 ※その他処分理由は、別紙のとおり。
7 認められた不正利得	約 4,800 万円

○その他処分理由

- (1) 設備基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 4 号）
事業所として届け出た建物と異なる建物を訓練・作業室として使用していた。
- (2) 運営基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 4 号）
事業所の業務内容を把握し、従業者に指定障害福祉サービス基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令等を行う必要のある管理者兼サービス管理責任者が、業務内容を把握しておらず、管理者及びサービス管理責任者としての責務を十分果たしていなかった。
- (3) 出頭拒否（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 7 号）
元理事長（R4. 3. 18～R4. 10. 5）に監査への出頭を求めたところ、正当な理由なく出頭せず、本人から一切連絡もなかった。管理者に元理事長の連絡先を尋ねても、それすら拒否した。
- (4) 著しく不当な行為（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号、11 号）
 - ① 理事長の度重なる変更や訓練・作業室の変更等について、法第 46 条、法第 51 条の 2 第 3 項に基づく届出を著しく遅延、若しくは指導を受けたにもかかわらず、以降も届出をしなかった。
 - ② 行政処分を検討するにあたって、役員のうち前 5 年以内に不正又は著しく不当な行為（H30 年度の行政処分（一部効力の停止）の理由となった性的虐待行為）をした者がいた。

○法人の概要

- ・ 名 称 特定非営利活動法人ノーマライゼーションサポートおおず
- ・ 代表者 理事長 白敷 義雄
- ・ 所在地 大洲市常磐町 112 番地
- ・ 設立年月日 平成 18 年 3 月 28 日

○対象事業所の概要

- ・ 事業所名 サポート作業所
- ・ 事業所所在地 大洲市中村字山根 609 番地
- ・ サービス種類 就労継続支援 B 型
- ・ 指定年月日 平成 19 年 11 月 5 日
- ・ 利用定員 20 名

就労継続支援 B 型：一般企業等に雇用されることが困難な障がい者であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対し、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うもの。

(参考)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2～3 (略)

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条

1 (略)

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

3～4 (略)

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～3 (略)